

岩手県政 150 周年記念式典企画運営業務

企画コンペ実施要領

令和7年8月
岩手県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県政 150 周年記念式典企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

岩手県政 150 周年記念式典企画運営業務 一式

(2) 募集する企画提案の内容

資料 2 「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 8 月 31 日まで

(4) 委託料の上限額

7,365 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県への企画コンペ参加届出書を提出した者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 本業務の実施について、県の要請に応じて速やかに来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去 5 年間に官公庁等が発注する本業務に類似した業務を受注した実績を有していること
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）または支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (7) 企画コンペ参加届出書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限または文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)の期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止または文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当室課（問合せ先・書類等提出先）

岩手県ふるさと振興部ふるさと振興企画室（岩手県庁 8 階）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電 話 019-629-5215

F A X 019-629-5254

電子メールアドレス AA0001@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する実施要領等については、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問は、次により受け付ける。

ア 受付期間

令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 5 時〔必着〕

イ 提出方法

「様式 1-1 実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メールまたは F A X により、上記（1）まで提出すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問については、回答期限までに岩手県公式ホームページに随時掲載する。

エ 回答期限

令和 7 年 9 月 1 日（月）

(4) 企画コンペ参加届出書の提出（必須）

ア 提出書類

(ア)【様式 1-2】企画コンペ参加届出書

(イ)【様式 1-3】会社概要及び過去 5 年間の主な受注等実績 ※パンフレット等可

なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること。

(ウ) 直近の事業年度の事業及び収支が分かる資料（決算書等）

(エ) 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書

(オ) 【共同提案の場合のみ】共同提案とする理由、本業務における各社の役割分担、事業実施に係る体制図等が明確に分かる資料（任意様式）

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期限

令和 7 年 9 月 8 日（月）午後 5 時〔必着〕

エ 提出先及び提出方法

(ア) 上記(1)まで持参または郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に直接提出すること。

(ウ) 郵送の場合は、期限までに必着のこと。

オ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者または参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

(イ) 企画コンペ参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書等の提出（必須）

参加者は、企画提案書等を以下のとおり、提出するものとする。

ア 提出書類

資料 2「業務仕様書」で定める書類

イ 提出部数

各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

ウ 提出期限

令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時〔必着〕

エ 提出先及び提出方法

(ア) 上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参または郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に直接提出すること。

(ウ) 郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ提案書等」在中の旨を朱書きし、期限までに必着のこと。

オ 留意事項

(ア) 参加者 1 者につき 1 提案とする。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引

換え、撤回又は再提出を認めない。

- (イ) 提案に係る費用の総額は、上記「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限を超えないものとする。

(7) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 提案に係る費用の総額は、上記「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限を超える提案

ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

ア 辞退届の提出

企画コンペ参加届出書を提出した者が、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに、【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を、上記(1)に持参または郵送により提出すること。

イ 留意事項

企画コンペ参加辞退届の提出により企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画コンペ審査要領」に基づき、選考委員会において行うものとする。

(2) 選考委員会の開催

ア 開催日時（予定）

令和7年9月19日（金）（日時等詳細は別途通知）

イ 開催場所（予定）

岩手県庁内（別途通知）

(3) 委託候補者の決定

県は、企画提案審査要領に定める選考委員会からの報告をもとに、第1順位の委託候補者及び補欠順位を決定するものとする。

(4) 結果の通知

県は、委託候補者委託候補者及び補欠順位を決定した後、各参加者（共同提案の場合は代表者）に、速やかに文書で通知するものとする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) **契約保証金**

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) **企画提案書等との関係**

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) **契約結果の公表**

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、または企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) **提出書類の取扱い**

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。

イ 提出書類は返却しないものとする。

ウ 提出書類は公表しないものとする。

エ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) **企画コンペ参加に要する経費について**

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) **企画コンペ参加にあたっての留意事項**

ア 企画コンペ参加届出書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正または不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

<企画コンペ実施スケジュール（予定）>

企画コンペ実施要領等の公表	8月20日（水）
質問票の提出期限	8月27日（水）午後5時
質問に対する最終回答	9月1日（月）
企画コンペ参加届出書提出期限	9月8日（月）午後5時
企画提案書等の提出期限	9月12日（金）午後5時
企画審査委員会での審査（予定）	9月19日（金）午後
企画コンペ結果通知（予定）	9月下旬
契約締結（予定）	10月上旬